

「令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する件（案）」についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年6月30日
農林水産省消費・安全局

令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する件（案）について、令和8年3月11日から令和8年4月10日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙1に記載しましたので、お知らせします。

本件につきましては、別紙2のとおり告示を制定することとしております。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4503）